

2. 3. 2. 断片の大きさ

物体に密着しているものが、「むしる」の対象物である場合、今までの例文から、対象物は、初めから細かいものであることが多い。

それでは、物質そのものを分離する場合の「むしる」はどうかと言えば、2.3.1.でも触れたように、やはり、小さな断片ができるのが普通である。

(55) ?パンを 細かく むしった。

(56) ?干物を 細かく むしった。

(57) ?綿を 小さく むしった。

これらが、少しおかしい気がするのには、「むしる」というときには、すでに「細かく」とか「小さく」と

いうニュアンスが含まれているためではないか、と考えられる。

(58) *パンを ふたつに むしる。

これは、「ちぎる」ならば使える。

(59) パンを ふたつに ちぎる。

「ちぎる」は、断片の大きさに、限定は無い。

(60) レタスの葉を 大きめに ちぎる。

(61) 長い草を 真中から ちぎる。

3. まとめ

以上の分析から明らかになった二語の相違点をまとめてみた。

		む し る	ち ぎ る
対 象 物		○物体の表面に密着しているもの。 ○比較的やわらかい物質	○物体そのもの、あるいは、その不可欠な一部分。
手 段		○指先、またはそれに準ずる道具。	○手、またはそれに準ずる道具。
働 く 力	強 さ 方 向	○あまり強くない。 ○密着の方向と逆。	○強い場合も、強くない場合もある。 ○密着の方向と逆か、あるいは垂直。
結 果		○細かい断片が、たくさんできる。	○断片の数や大きさに、限定は無い。

言語経歴：1960年2月、墨田区に生まれ、現在に至る。

(東京都立大学学生)

きる・かぶる・はく

酒 井 恵美子

1. はじめに

「きる」「かぶる」「はく」は人や物の一部あるいは全体をおおうことを表す動詞であるが、従来共通語と西部方言ではその意味・用法が異なることが指摘されている。徳島県石井町では次のような用例がある。

(1) カサ キル (笠を被る)

(2) テブクロ ハク (手袋をはく)

(1)は共通語では「かぶる」、(2)は「はめる」となる。これらの例から、共通語と石井町方言の「きる」「かぶる」「はく」の間にも、従来報告されているような意味の差があることが予想される^(註1)。

本論では、徳島県石井町のキル・カブル・ハクの意味を分析し、記述することを目的とする。

2. 分析

2. 1. 分析手順

キル・カブル・ハクが、ある対象をおおうということを表すとすればどのような物がどのような対象のどの部分を、どのようにしておおうのかということが重要となろう。そこで次のような順序で分析をすすめていくことにする^(註2)。

1. 被覆物——おおうもの

2. 被覆の対象——おわれるもの

3. 被覆部分——おおう部分

4. 被覆の仕方——おおい方

2. 2. 構文

具体的な分析にはいる前に、キル・カブル・ハクの

構文についてまとめておこう。

- (3) 子供ガ 帽子ヲ 頭イ キル
- (4) 花子ガ オ面ヲ 顔イ カブル
- (5) 妙子ガ 手袋ヲ 手イ ハク
- (3)(4)(5)はともにカ格、ヲ格、イ格をとるが、イ格は特に被覆部分を明示したい場合以外は省かれる。この他に、カラ格をとることもある。

- (6) 子供ガ セーター 頭カラ キル
- (7) 花子ガ ベールヲ 後カラ カブツ
- (8) 妙子ガ スカート 足カラ ハイタ

このカラ格も特に示したい時以外は除かれる。
以上のことをまとめてみると、キル・カブル・ハクは次のような構文の中に実現する。

[N₁ガ N₂ヲ (N₃イ) (N₄カラ) V]

2.3. 被覆物

おおう物を固体、液体、気体の別に見てみよう。おおう物はヲ格で表される。

表1	気体	液体	固体
きる			○
かぶる		○	○
はく			○

表1をみると、カブル以外は固体のみであることがわかる。

(9) 水ヲ 頭カラ カブツ
カブルには(9)のように液体の例がある。液体ならば何でもかぶることができる。

表2表3はおおう物を分類し、キル・カブル・ハクが

表2

おおうもの	
I	蒲団；毛布（頭を出して全体に）…
II	羽織，上っ張り，袴纏，カーディガン，シャツ，チョッキ
III	着物，洋服，和服，学生服，背広，パジャマ，ネグリジェ，浴衣，暗れ着，ジャンパースカート，よろい，羽織袴，割ぼう着，マント，蓑
IV	ベール；ショール ^① ，蒲団 ^② （頭から全体をおおう）…
V	帽子 ^③ ，笠 ^④ ，頭巾 ^⑤ ，手拭（あねさん被り，頬被り） ^⑥ ，かつら ^⑦ ，王冠 ^⑧ ，サンバイザー ^⑨ …
VI	お面
VII	カバー，袋，蓑
VIII	水，油，湯，ペンキ
IX	砂，土，ほこり，雪，灰
X	ズボン，スカート，パンツ，モンペ，靴下，ソックス，下駄，脚絆 ^⑩
XI	腕貫，剣道の籠手，手袋，指サック ^⑪ ，手甲 ^⑫
XII	エプロン（そでなし），よだれかけ，腹掛，剣道の防具，野球のプロテクター
XIII	腹巻，サポーター
XIV	帯，鉢巻，腰巻，褌，ゲートル ^⑬ ，おむつ，ターバン ^⑭
XV	包帯，さらし布
XVI	ヘアーピース ^⑮ ，月桂冠，ダイアテム
XVII	マスク，眼帯
XVIII	指輪，指貫

表3

おおうもの	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV	XVI	XVII	XVIII
語	キル							ハク			カブル							

表 2 の 参 考 図 形



どのような物に用いられるかを示したものである（衣服に関しては一般的な着用の仕方のみを考えてある）。これをみると、キル・ハクの場合、おお物はある程度面的な拡がりを持ち、被覆部分を何度も巻きつけたりすることなしにおおうことができるという特徴をもつ。そのような動作の必要な被覆物には用いない。

これに対し、カブルは面的な拡がりを持つものだけでなく、灰や土、砂といった粉状、粒状のものや水、油といった液体にも使用されることがわかる。

- (17) ×頭カラ 灰 キータ
- (18) 頭カラ 灰 カブッタ
- (19) ×頭カラ 灰 ハイタ

ここでは、このような大雑把な特徴だけにとどめよう。被覆物については被覆部分や被覆の仕方とも関連があるので1.5、1.6.で再びふれよう。

2. 4. 被覆の対象

(3)~(8)の例では、おおわれるものはどれも人である。しかし、人以外にも下のような例がある。

- (20) 自転車ガ カバー キートル
- (21) 大水デ 田ガ 水 カブッタ
- (22) 椅子ノ足ニ カバー ハカス

では、これらおおわれるものはどのような形をしているか。

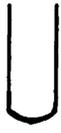
キルのおおわれるものは、人間、自転車の他に、立体的な物であれば使用することができる。しかし、地面のような平面的なものや穴のようにへこんだものには使用できない。

カブルのおおわれるものは、キルと同じ立体的なもの他に平面的なものにも使えそうである（(21)参照）。しかし、へこんだものには使いにくい。

㉓) ヌドブニ 土 カブシテ 埋メタ

ハクの場合はどうか。ハクの場合は、下肢や手、椅子の足といった立体的なものといっても細長く下方にのびているものに対してしか使えない(図1参照)。ただ、このような立体の一部を他のものでおおうことは手足の他にはあまりみあたらない。

図1



2. 5. 被覆部分

さて、次に対象のどの部分をおおうかについてみてみよう。この時、最も示唆的であるのは、2.3.でもとりあげた、ある対象の一部をおおうためにつくられた被覆物であろう。これらの形状や使用のしかたはおのずと被覆部分を示すことになろう。そこでまず、そのような加工品からみてゆくことにする。これらの加工品は多く衣服に関するものである。それらは表2に挙げた。使用する動詞については表3で示した。ここでは一般的な着用の仕方のみを考察の対象とし、㉔)のような特殊な着用の仕方は考察からはずした。

㉔) スリッパ 手イ ハク

また、㉕)㉖)のような用例もあるが、それぞれ「ディオールノ服」「綿入レノ絆纏」等の省略されたものと考え、考察から省いた。

㉕) ディオール キートル

㉖) 綿入レ キル

では、表2・3をみてみよう。キル・カブル・ハクが使用される場合、大きくわけて次の3つが考えられ、i、iiはキル、iiはカブル、iiiはハクが用いられる(表2ではI~VI、X~XIを参照)。

i 上半身を中心におおう場合……I II III

ii 頭部を中心におおう場合……IV V VI

iii 下肢と手を中心におおう場合……X XI

iの場合、さらにみってみると、上半身だけをおおう羽織、シャツ、チョッキ等(㉑)と下半身までもおおう羽織袴や背広等(㉒)がある。しかし下半身だけをおおうXの袴やスカートはハクを用いるので、下半身をおおうことは付随的な要素にしかすぎない。

ところが、上半身をおおっても、Ⅷのエプロン、よだれかけ、腹掛、剣道の防具、野球のプロテクターの場合は、キルが使えない。これらに共通しているのは上半身の前面を主としておおい、後面はおおわないか、おおってもごく一部であることである。このような場合使用することはできない。

反対に後面のみをおおう場合はどうかであろう。Ⅲの

マント、蓑は背中だけをおおう場合も考えられる。しかし背中だけの場合はキルとはいえない(註5)。また、化粧ケープのように丈の短いものも使えない。少なくとも背中全体と前面の一部をすっぽりおおうものでなければならない。バスタオルも大型のものを背中から肩をすっぽりおおうように着用すればキルが使えそうである。

ところが、前面と後面をおおうものでも、Ⅷの腹巻は使用できない。ペアトップのイブニングドレスやTシャツ(図2)のように胸部までもおおうことが必要なのである。

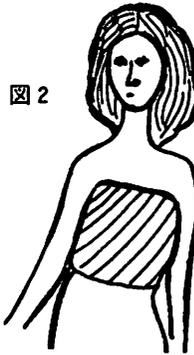


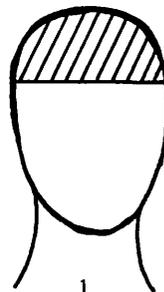
図2

また、包帯やさらし布を何回も体にまきつける場合も使用できない。被覆部分をおおった時、被覆物は面的に連続したものでなければならない。

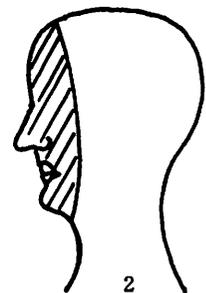
以上のことをまとめれば、iの場合、上半身の少なくとも前面の大部分か、後面の大部分をおおい、そのう

え、反対面の一部にも達していなければならない。そのような部分を面的な拡がりをもつ被覆物で一度におおわなければ、キル・カブル共に用いられない。

次にiiについてみてみよう。これには髪のはえている部分を中心におおう(図3-1)ものと、顔の前面を主としておおう(図3-2)もの場合がある。前者には帽子や手拭い被り(V)があたり、後者には、お面(VI)があたる。他にこの両方をおおうこともある(IV)。



1



2

図3

まず、前者から検討しよう。髪のはえている部分といっても鉢巻やヘアーバンドのような帯状のものはあてはまらない。ⅩⅥのヘアーピースのように頭の一部だけをおおう場合は使用できない。Ⅴのかつらのように全体的におおう必要がある。各種帽子の場合(参考図

形参照) から考えると少なくとも図3-1に示したような頭頂部はおおう必要があるようである。

ところが、Vでも王冠やサンバイザーは実質的には頭頂部をおおっていないことが指摘されよう。おそらく、サンバイザーは縁のあることから帽子と判断されているため、キル・カブルが使えるのであろう。王冠の方は、月桂冠やダイヤモンドがキル・カブルといえないことから、参考図形のような王冠は実質的には頭頂部をおおうことがなくても、おおっているかのように認識されているのであろう。

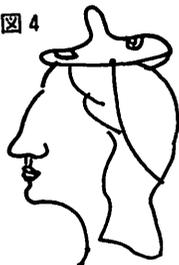
また、ここでも、iと同じ様に、ターバン(XIV)のように、頭部全体をおおうことになろうとも何度も巻きつけるようなものは、キル・カブルが使用できない。同じ理由で、頭部全体におよぶとも(27)(28)は使用できない。

(27) *包帯 頭イ カブル

(28) *包帯 頭イ キル

では、顔の前面をおおう場合はどうであろうか。XVのマスクや眼帯をキル・カブルといえないことから顔の前面全体をおおわなければならないことがわかる。

図4



たとえお面であろうと図4のような被り方をしたのでは、キルもカブルも使用できない。

では、iiiの場合をみてみる。この例は大きくは手をおおう場合と下肢をおおう場合にわけられる。

手をおおう場合は、腕をおおう腕貫、手首から先をおおう手袋、指をおおう指サックなど様々なものがある。環状におおうもので何度も巻きつけたりしなければ、どの部分というような制限はない。ただ、XVIの指輪のようにごく一部だけをおおう場合は使えない。

下肢の場合も同じようなことがいえる。腰部を中心にしておおうスカート・パンツ等や脚部をおおう脚絆、足首から先を中心にしておおう足袋や靴がある。まきつけて着用する腰巻や裨はこの場合使用できないし、脚部の一部をおおうXIIIのサポーターも使用できない。

ハクの場合、被覆部分があまりちいさくなく、巻きつけて使用するものでなければ、用いられる。

以上、衣服を中心にみてきたが、衣服以外のものでも人体かそれに類するものであれば、以上のような被覆部分にあてはまる。

それでは、人体以外をみてみよう。

(29) 松ノ木ガ コモ キートル

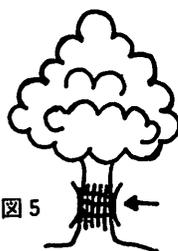


図5

(29)は害虫予防のために冬期木の中程を図5のように薬製のものでおおう場合である。これは人体のiと被覆部分が似ている。図6のように立体の中程を中心におおう例にまとめられよう。

また、(30)の例は、人体のiiの場合に似ている。

(30) 自転車ガ カバー
キートル

この例は、図7のように立体の上部を中心におおう例として解釈できよう。

また、人体の場合、何度も巻きつけるような動作のものには使えなかったように、(29)の鷹のかわりに、繩をまいてあったなら、(31)に示すように、キルは使えない。

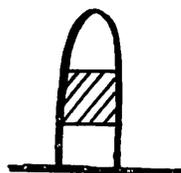


図6

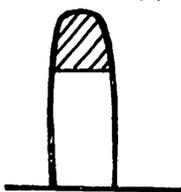


図7

(31) *松ノ木ガ 繩 キートル

以上、人体以外の場合にも、被覆部分は人体と共通したものであることがわかって。

では、カブルは、どうであろうか。カブルの場合もまた、人体と人体以外の被覆部分は共通したものである。

(32) 富士山ガ 雪 カブツル

(33) 机ガ ホコリオ カブツル

(32)(33)の例は共に立体の上部を中心におおっている用例である。これは共に先の図7のように示される。

しかし、人体以外のものをおおう例には、2.4.でもふれたが、平面をおおうものがあり、人体と異なっている。

(34) 関東平野ワ スッポリ 雪 カブツ

(21)(34)のような例である。この場合には、水や雪は田や関東平野をすっぽりとおおう必要がある。これを図示すると、図8のようになろう。

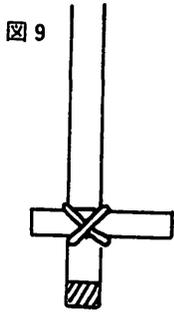
図8



次に、ハクについてみてみよう。ハクの場合、(22)の例の他には次の(35)の例くらいしか、人体以外をおおう例がみつからない。

(35) 竹馬ニ スペランヨーニ ゴム ハカセ

(35)は図9の斜線部をゴムでおおうことをさす。(22)も



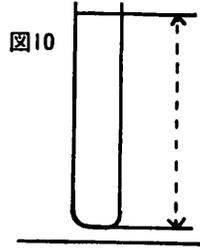
35) もともに、下方に棒状に長い立体の底の部分をおおうことであり、iiiの下肢の一部や手の一部をおおう例と共通している。図示すれば、図10のようになる。図10の点線はこの範囲であれば、どの部分をおおってもよいことをあらわす。

さて、以上のことをまとめる前に、iiであつかった頭頂部と顔の前面をおおう例について考えてみよう。

iiの頭頂部は先に述べたように図7のように理解さ

れる。図7のある立体が接触している面Aを基準面と考える。一方、図11に示されるような顔の前面をおおうものの場合実はこの基準面が後頭部にひかれた面Bにあると解釈する。それなら、この例も実は図7と同様の被覆部分を持つのだと理解されよう。このように考えれば頭頂部をおおう場合と顔の前面をおおう場合は、同じものとして統一的に解釈することができる。

それでは、各々の被覆部分をまとめて記す。



キ ル		立体の上半分のうちの少なくともある程度の大きさの部分をおおう	<p>図11</p>
カ ブ ル		平面ならば全体を立体ならば少なくともその上部をおおう。	
ハ ク		下方に細長くのびる立体の下半分の少なくともある程度の大きさの部分をおおう	

表4

〈注〉キル、カブルの立体は面に固定されていてもさされていなくてもよい。また、ハクの立体は面についていてもついていなくてもよい。

B

2. 6. 被覆のしかた

では、最後に、どのようにしておおうかという点について考える。

36) 花子ワ セーター 頭カラ キータ

37) ワンピースワ 足ノ方カラ キル

36)37)の文は、着用する際の方向を示している。きるためには、36)37)の例でわかるように頭の方からでも、足の方からでもよい。被覆の形状により、着用の方向は制約をうけるが、原則的にはキルの場合は、方向性はないと考えられる。

ハクの場合はどうであろうか。

38) スカート 足カラ ハク

39) *スカート 頭カラ ハク

40) スカート 頭カラ カブツテ ハク

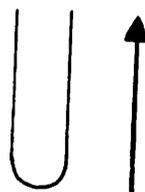


図12 はくの方角性

ハクの場合、39)からわかるようにカラ格に「頭」がたたない。これは、ハクが被覆物の形状の制約をうけながらも図12で示したように先端の方からという方向性を持つ動作であることがわかる。

カブルはどうであろうか。

カブルは、先端部か、平面ならば、面をすべてお

わなければならないという制約から、おおう方向は図13で示したような上からの方向に制限を受ける。帽子

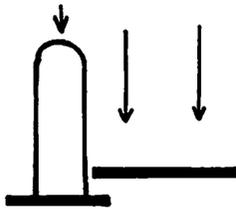


図13 かぶるの方向性

等も、どのような被り方をしても、頭頂部はやはり上の方からおおわれることになろう。

不自然な設定ではあるが、大きな袋に人間をすっぽり入れるとしよう。この時、足の方から袋の中にはいり、頭頂部で袋の口をとじたとしよう。この場合、最終的には袋をかぶった状態であるが、(41)のような文は使用できない。

(41) *アシカラ フクロ カブッタ

これに対し、方向が上方からであれば

(42) 頭カラ フクロ カブッタ

(42)のように使用できる。

以上より、ハク・カブルは方向性を持った動作、キルはもたない動作といえる。

次に被覆の対象と被覆物はどのようになっているだろう。

カブルとキルについてみてみよう。



図14

図14のような状態で子供が箱の中に入っているとしよう。この場合カブルは使えるが、キルは使えない。

(43) 子供が箱 カブツトル

(44) *子供ガ箱 キートル

また、図15のような美容院のドライヤーを考えてみよう。このドライヤーはアームで支えられていて、ドライヤーは頭に接触していない。この場合、(45)(46)の例のように、カブルは使えるが、キルは使えない。

(45) ドライヤー 頭イ カブツトル

(46) *ドライヤー 頭イ キートル



図15

これらの点から、カブルは被覆物を接触面で支持する必要がないのに対し、キルは接触面で支持する必要があることがわかる。

では、ハクの場合はどうであろうか。ハクが使用される

下駄を例に考えよう。下駄は必ず鼻緒で足に結びつけられていなければならない。結びつけられていれば、たとえ大きな板のように見える田下駄や桶と変らない形の足桶の類でもハクが使えよう。しかし、ただの板や桶の上ののっているだけでは、ハクは使えない。

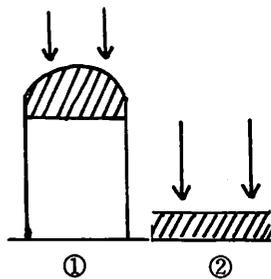
ハクもキルと同じように被覆物を接触面のどこかで支持している必要がある。

3. まとめ

以上、考察してきたことを最後にまとめておこう。

キル……立体の上半分のうちの少なくともある程度の大きさの部分をも面的に拡がりを持つ被覆物で、おおうこと（その結果、立体は接触面で被覆物を支持することになる）。

カブル……基準面に垂直の方向から、少なくともその立体の上部、あるいは平面全体をおおうこと。



①

②

ハク……下方に細長くのびる立体の下半分のうち少なくともある程度の大きさの部分をも面的に拡がりを持つ被覆物で、立体の先端よりおおうこと（その結果、立体は接解面で被覆物を支持することになる）。

(注1) 平山編1979によれば、関西方言の中でも地方により意味差がみとめられることが予想できる。

(注2) 意味的には少しずれるものもあるが、以下、被覆物、被覆の対象、被覆部分、被覆の仕方のように呼ぶ。

(注3) ガ格、ヲ格ともに格表示がφのこともある。

(注4) 「ディオール」だけならディオール ハクともディオール キルとも言える。これは前者は例えば「ディオールノズボン」、後者は「ディオールノフク」と解釈されるため、「ディオール」だけでは動詞を決定できない。

(注5) 石井町老年層はキルを使う。

(注6) 頭巾や手拭被りの中には巻きつける動作を必要とするものもある。しかし、包帯やターバンのように何度も巻きつける動作を繰り返さないため、キル・カブルが使用できるのだろう。

言語経歴：1955年3月徳島県石井町生。0～18石井町 18～23高知市 23～東京都品川区。

(東京都立大学大学院学生)